

## ○美幌町新エネルギー導入庁内推進委員会設置規程

### (設置)

第1条 美幌町新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの導入を推進するため、美幌町新エネルギー導入庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新エネルギー導入の推進に関すること。
- (2) 重点プロジェクトの推進に関すること。
- (3) 美幌町地域新エネルギービジョン実施状況等に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

#### (委員長及び委員長代理)

第4条 委員会に委員長を置くものとし、委員長には経済部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する職員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済部商工観光グループにおいて処理する。

### (補足)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

部局名	職名	備考
総務部	総務主幹	
	契約財産主幹	
民生部	環境生活主幹	
経済部	経済部長	委員長
	耕地林務主幹	
建設水道部	建築主幹	
	建築担当主査	